

「青森市障がい者総合プラン」の概要

資料2

第1部 総論

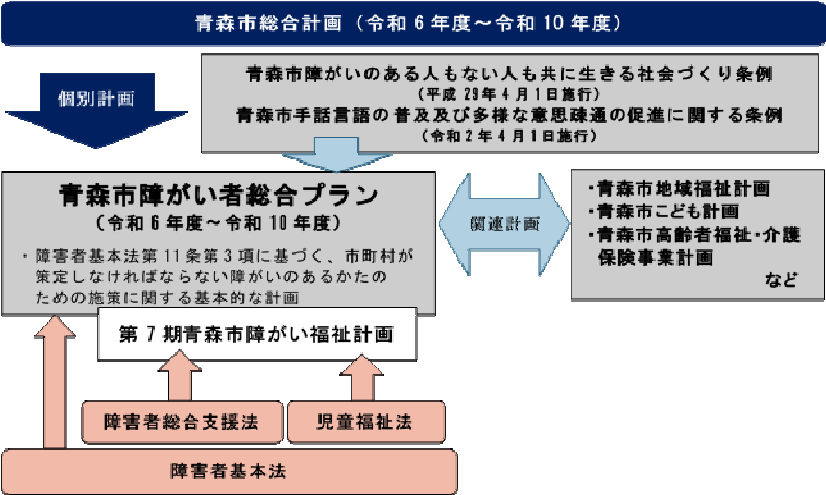
第1章 プランの基本的事項

1 プラン策定の趣旨

- 平成28年3月に「青森市障がい者総合プラン」を策定
- この間、国において、様々な法が整備され、法の趣旨を踏まえ、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」を策定（計画期間：令和5年度から令和9年度）
- 県においても、令和5年3月に「第4次青森県障害者計画」を策定（計画期間：令和5年度から令和8年度）
- 本市においても、令和5年度をもって「青森市障がい者総合プラン」の計画期間が終了したことから障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たなプランを策定します。

2 プランの位置付け

- 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- 本市の「青森市総合計画」を上位計画とし、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」及び「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」に基づく取組を包含するもので他の関連計画との整合性を図りながら、本市が取り組むべき障がい者施策を総合的に推進します。
- また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの見込量等を定めた青森市障がい福祉計画を本プランの実施計画として位置付けています。
- なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画も含みます。



3 プランの期間

令和6年度から令和10年度（5年間）
※前期基本計画と同期間

4 プランの推進

- 「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において、継続的にプランの進捗状況の評価及び検証を実施
- 「青森市障がい者自立支援協議会」において、障がいのあるかたなどのニーズの把握

第2章 障がい者福祉の現状

1 国の制度改革等

- 障害者差別解消法改正（R6.4施行）
 - ・事業者への合理的配慮の提供義務化 等
- 障害者総合支援法改正（R6.4施行）
 - ・基幹相談支援センターの設置 等
- 精神保健福祉法改正（R6.4施行）
 - ・精神保健に課題を抱える方も対象とした相談支援 等
- 障害者雇用促進法改正（R6.4施行）
 - ・障害者雇用率の段階的引き上げ（R6.4から2.5%、R8.7から2.7%） 等
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（R4.5施行）
 - ・情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通の推進 等
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3.9施行）
 - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援 等
- 読書バリアフリー法（R1.6施行）
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備

2 障がい者数の推移

【R1⇒R5】

○手帳交付状況の変化

身体障害者手帳	R1	11,816人	⇒	R5	10,774人（8.8%減）
愛護手帳（療育手帳）	R1	2,958人	⇒	R5	3,146人（6.4%増）
精神保健福祉手帳	R1	3,524人	⇒	R5	4,129人（17.2%増）

○障害支援区分認定者の高齢化・重度化

区分6の認定者数	R1	579人	⇒	R5	687人（108人増）
----------	----	------	---	----	-------------

○サービス利用者数の増

障害福祉サービス利用者数	R1	3,673人	⇒	R5	4,062人（10.6%増）
障害児通所支援利用者数	R1	795人	⇒	R5	1,417人（78.2%増）

3 アンケート調査

- 障がいのあるかたの生活実態やニーズ等の把握を目的として実施
- 令和5年度末時点の障がい者手帳所持者から2,500人を無作為抽出
- 調査期間 令和5年10月
- 回収数 1,293件
- 回収率 51.7%

第3章 基本理念と基本方向

基本理念

障がいのある人もない人も、
誰もが互いを尊重し、支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
～共生社会の実現～

第2部 各論

第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進

1 障がいに対する理解の促進

- (1) 障がいに対する正しい理解に向けた啓発
- (2) 障がいを理由とする差別の解消

2 権利擁護の推進

- (1) 虐待防止体制の強化
- (2) 成年後見制度の利用促進と体制の強化

第2章 地域生活支援の充実

1 生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 各種手当の支給等による経済的支援

2 人材の育成と確保

- (1) 相談支援専門員等の育成・確保
- (2) 地域福祉サポーター制度の普及促進

3 地域生活支援サービスの充実

- (1) 地域での生活を支援する障害福祉サービス等の提供
- (2) 地域における生活支援機能の充実
- (3) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

4 保健・医療の充実

- (1) 障がいの早期発見
- (2) 保健・医療・福祉の連携

第3章 教育の充実及び自立した生活の支援

1 教育・保育におけるインクルーシブの推進

- ・障がいの状態やニーズに応じた教育・保育の推進

2 障がいのある子どもや家族への支援の充実

- (1) 早期からの教育・相談・支援体制の充実
- (2) 障がい児の日中活動支援

3 雇用・就業の促進

- (1) 雇用の拡大と就労支援
- (2) 福祉施設から一般就労への移行支援

4 スポーツ・文化芸術活動への参加促進

- (1) スポーツ活動への参加促進
- (2) 文化芸術活動への参加促進
- (3) 交流機会の充実

第4章 安全・安心な生活環境の整備

1 生活・住環境の整備

- (1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進
- (2) 冬のバリアフリーの推進

2 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 防災・防犯対策の推進
- (2) 地域で支え合う体制の充実

第5章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

1 情報アクセシビリティの向上

- ・障がいの特性に配慮した情報の提供

2 意思疎通支援の充実

- ・「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の施策の推進

3 読書バリアフリーの推進

- ・読書環境の整備の推進

第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進

1 障がいに対する理解の促進（39ページから42ページ）

- ・幼少期から障がいや障がいのあるかたへの正しい理解を深めるための機会の充実を図ります。
- ・障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について理解啓発を行います。

- （1）障がいに対する正しい理解に向けた啓発 （2）障がいを理由とする差別の解消

【主な取組（抜粋）】

- 啓発活動の推進（障害者週間等の広報啓発活動）
- 障がいの理解講座や研修の実施（保育所、小・中学校、市民、市職員等を対象とした講座等）
- 民間事業者への意識啓発の促進（合理的配慮の提供を支援するための出前講座の実施） など

2 権利擁護の推進（43ページから45ページ）

- ・障がい者虐待事案に対して、速やかに対応できるよう、事業所等との連携体制を整備します。
- ・地域包括支援センターや相談支援事業所などと連携した地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度利用促進に向けた取組を推進します。

- （1）虐待防止体制の強化 （2）成年後見制度の利用促進と体制の強化

【主な取組（抜粋）】

- 障がい者虐待防止センター設置による体制の確保
- 成年後見制度の利用促進（相談支援の機能強化） など

第2章 地域生活支援の充実

1 生活支援の充実（46ページから50ページ）

- ・基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所と協働し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

- （1）相談支援体制の充実 （2）各種手当の支給等による経済的支援

【主な取組（抜粋）】

- 基幹相談支援センターの設置（障がいの種別を問わず対応できる相談支援）
- 地域の相談支援体制の強化・充実 など

2 人材の育成と確保（51ページから52ページ）

- ・地域の相談支援や障害福祉サービスの提供を担う人材の育成及び資質の向上を図ります。

- （1）相談支援専門員の確保 （2）相談支援専門員等の育成・確保

- （3）地域福祉サポーター制度の普及促進

【主な取組（抜粋）】

- 相談支援専門員の育成（ケース検討の実施等） など

3 地域生活支援サービスの充実（53ページから56ページ）

- ・親亡きあとを見据えた地域での生活を支援するため、サービス提供事業者などと連携しながら、地域における生活を包括的に支援する体制の充実を図ります。
- ・障がいのあるかたの意向を尊重した障害福祉サービス等を提供し、一人ひとりの障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

- （1）地域での生活を支援する障害福祉サービス等の提供 （2）地域における生活支援機能の充実

- （3）障がいの特性やニーズに応じた移動支援

【主な取組（抜粋）】

- 障害福祉サービスの充実
- 地域生活支援拠点の充実 など

4 保健・医療の充実（57ページから59ページ）

- ・障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見を推進します。

- （1）障がいの早期発見 （2）保健・医療・福祉の連携

【主な取組（抜粋）】

- 受診しやすい環境づくりの推進
- 医療的ケア児へのコーディネーターの確保 など

第3章 教育の充実及び自立した生活の支援

1 教育・保育におけるインクルーシブの推進（60ページから62ページ）

- ・社会的包摂の観点から、子ども一人ひとりの教育的ニーズや保育ニーズを的確に把握することにより、個別最適な学びの機会等を確保するとともに、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現に取り組みます。

- ・障がいの状態やニーズに応じた教育・保育の推進

【主な取組（抜粋）】

- インクルーシブ教育システムの推進（共に学ぶインクルーシブ理念に基づいた指導や支援）
- インクルーシブ保育の推進（受入体制の整備） など

2 障がいのある子どもや家族への支援の充実（63ページから67ページ）

- ・医療的ケア児や発達障がいなどの障がいのある子どもの自立した生活を送れる環境づくりを進めます。

- （1）早期からの教育・相談・支援体制の充実 （2）障がい児の日中活動支援

【主な取組（抜粋）】

- 療育支援体制の充実（保健・福祉・医療・教育の連携強化）
- 障害児通所支援の利用促進及び提供体制の確保
- 医療的ケア児への支援体制の充実（ライフステージを通じた切れ目のない支援体制）
- 青森県発達障がい者支援センターとの連携 など

3 雇用・就業の促進（68ページから70ページ）

- ・障がいのあるかたが、就労先・働き方について、本人の希望、適正等に合ったより良い選択を支援すること等により、一般就労へ円滑な移行、定着を促進します。

- （1）雇用の拡大と就労支援 （2）福祉施設から一般就労への移行支援

【主な取組（抜粋）】

- 障がい者雇用の促進（市や市内事業者等）
- 障害福祉サービスによる支援（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）
- 関係機関との連携（公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等） など

4 スポーツ・文化芸術活動への参加促進（71ページから74ページ）

- ・障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツ活動に参加できる機会の充実を図ります。
- ・生涯を通して文化芸術を鑑賞したり、体験したりする環境や機会の創出等を進めます。

- （1）スポーツ活動への参加促進 （2）文化芸術活動への参加促進 （3）交流機会の充実

【主な取組（抜粋）】

- 障害者手帳アプリ導入の促進（公共施設における利便性の向上）
- 公共施設等のバリアフリー情報の充実（市ホームページ等による周知）
- 作品展示会の開催 など



第4章 安全・安心な生活環境の整備

資料2

1 生活・住環境の整備（75ページから77ページ）

- ・障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進します。

- （1）道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進 （2）冬のバリアフリーの推進

【主な取組（抜粋）】

- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 除雪ボランティアの確保、育成 など

2 安全・安心なまちづくりの推進（78ページから81ページ）

- ・自助・共助・公助による官民一体となった地域防災体制の強化を図るとともに、防災・防犯対策の向上を図ります。

- （1）防災・防犯対策の推進 （2）地域で支え合う体制の充実

【主な取組（抜粋）】

- 関係者、関係機関と連携した避難支援体制の強化
- 地域の防災訓練への参加の促進
- 医療的ケア児の災害時対策の推進（災害時マニュアルの作成） など

第5章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

1 情報アクセシビリティの向上（82ページから85ページ）

- ・障がいのあるかたの社会参加に向けて、多様な情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等を推進します。

- ・障がいの特性に配慮した情報の提供

【主な取組（抜粋）】

- 点字版や音声版の配付（福祉ガイドブック、広報あおもり、あおもり市議会だより）
- 音声コード付記の推進
- 記者会見における手話通訳の実施 など

2 意思疎通支援の充実（86ページから87ページ）

- ・誰もが、障がいのあるかたなど意思疎通が困難なかたの思いや考えを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うために、多様な意思疎通手段が必要であることを認識するとともに、多様な意思疎通手段による意思疎通の促進を図ります。

- ・「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の施策の推進

【主な取組（抜粋）】

- 手話通訳者の設置
- 手話通訳者の養成や要約筆者等の育成
- 手話通訳者や要約筆者等の派遣 など

3 読書バリアフリーの推進（88ページから89ページ）

- ・視覚障がいのあるかたなどの読書機会の充実を図るため、利用しやすい図書資料の収集、貸出や朗読サービスの提供、専門機関と連携した資料の貸出等により、読書環境の整備を推進します。

- ・読書環境の整備の推進

【主な取組（抜粋）】

- 録音図書、点字図書等の貸出や朗読サービスの実施
- 図書館サービス人材の育成の推進 など